答 申 第 890 号
令和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長　 西 村 裕 三

答　　申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき，令和2年8月28日付け神福政第843号により諮問のありました下記の事項について，次のとおり答申します。

記

特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

1　統計法に基づく国勢調査の実施にあたり，調査対象を捕捉できない事例に対処するため，福祉局政策課が保有する特別定額給付金申請情報を利用することは，調査対象の正確な捕捉や調査票の記入不備箇所の補記等が可能となり，さらなる調査精度の向上を図ることが期待され，公益に資すると認められるため，妥当である。

2　この場合，個人の権利利益を不当に侵害することのないよう，当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

別 紙
答申 890

特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について
（条例第９条「利用及び提供の制限」について）

【特別定額給付金事業進捗管理システム登録情報】
・申請者番号
・世帯番号
・住記個人番号
・氏名
・住基住所
・住基方書
・送付先住所
・送付先方書
・生年月日
・性別
・続柄
・給付状況
（申請書用紙の返戻の有無，申請者本人からの住所変更申出の有無，給付金申請の有無など）